

人類の生存と平和のための科学を探求する  
分野をこえた科学者の共同組織

# 日本科学者会議

THE JAPAN SCIENTISTS' ASSOCIATION

## あなたの入会を心から呼びかけます

科学は人類の知的財産です。科学の進歩によって人類は、宇宙・物質・生命・社会に関する認識を広げ、生活の利便性を向上させてきました。しかし現在なお、世界では国家間の深刻な経済格差、貧困と人権抑圧が広範に残っており、地域的な戦争・紛争も絶えることがありません。なにより、人類は科学的知識を応用して悪魔の兵器・核兵器をつくり出しました。また、大気・海洋・土壌の汚染や地球温暖化など、次々と生まれてきた環境問題は、地球環境を維持しつつ可能な発展をはかるという容易ならぬ課題を我々につきつけています。さらに分子生物学の著しい進歩は、クローンや遺伝子操作をめぐる新しい生命倫理の確立を要求しています。科学の進歩が人類に真に幸福をもたらすためには、科学者が自覚と責任をもち、分野をこえて協力することが求められます。

★ ★ ☆ ★ ★ ☆ ★ ★ ☆ ★ ★

日本科学者会議 (JSA) は、このような要請に応えようと、1965年に創立されました。以来、日本全国の科学者が人文科学、社会科学、自然科学の枠をこえて JSA に結集し、研究者・教育者・技術者・弁護士・医師・大学院生など多彩な科学者が協力して、さまざまな研究活動を展開してきました。アジアの科学者をはじめ世界の科学者との交流や、種々の国際的 NGO (非政府機関) との交流も、積極的に行っています。

★ ★ ☆ ★ ★ ☆ ★ ★ ☆ ★ ★

JSA は、大学・学校・試験研究機関や地域の科学者を基盤として、各都道府県に支部を持っています。JSA は各種研究委員会を設置し、その目的を達成するための研究活動を行っています。会員の研究交流や研究成果の発表の場として、月刊誌『日本の科学者』を発行し、隔年に総合学術研究集会を開催しています。さらに、「JSA 夏の学校」を毎年開催して主に若手研究者の交流を行っています。また、国民・市民と広く共同して、研究の普及活動、大学や試験研究機関における教育・研究を市民の立場に立って発展させる運動、さまざまな社会問題を取りあげたシンポジウムや市民講座の開催、核兵器廃絶をめざす活動、平和や環境を守る運動など多彩な活動を展開しています。

★ ★ ☆ ★ ★ ☆ ★ ★ ☆ ★ ★

JSA は、科学を人類の真の幸福に役立たせるために、市民と連帯して、21世紀の学問と社会のあるべき姿を探究し、科学の成果を社会へ還元することを課題として活動しています。あなたもこの創造的な課題と一緒に取り組んでみませんか。JSA は、あなたの入会を心から呼びかけます。

日本科学者会議

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 茶州ビル 9階  
Tel.03-3812-1472 Fax.03-3813-2363 mail@jsa.gr.jp  
URL <http://www.jsa.gr.jp/>

# 日本科学者会議 (JSA) の活動

## 1. 人類の生存と平和的繁栄のために 研究を行い 社会へ働きかける

この地球上で環境を守り人類が永続的に生存するために研究を行うことは、科学者の社会的な責任です。様々な要因による破壊から環境を守り、貧困や飢餓、病気、社会的不平等をなくし、戦争のない平和な社会の実現、また、人間としてより豊かな生活が保証される社会の実現のために、研究や教育、社会への働きかけを行うことが、JSAの活動目的の一つの柱です。そのためにJSAでは分野をこえて科学者が結集しています。



隔年で開催される総合学術研究集会では、分野をこえて活発な議論が行われています。(写真：第15回総合学術研究集会(2004年、京都))



原水爆禁止世界大会・科学者集会や、憲法問題のシンポジウム開催など、科学者として平和を守る活動に取り組んでいます。(写真：九州地区憲法9条フォーラム(2005年、宮崎))

## 2. 高等教育と科学・技術の真の発展のために発言し行動する

現在のわが国の科学技術政策や高等教育政策では、経済効率のみが尺度として用いられ、学問と社会の関係のあり方が歪められています。科学を人類に正しく役立てるという視点から、このような動きに反対し、科学・技術の研究や大学のあるべき姿について発言し運動を行うこと、科学者の権利を擁護する活動を行うことが、JSAの活動のもう一つの柱です。ここでも、学問分野をこえて研究者が結集して、広い観点から学問と社会について考え運動を展開するところにJSAの特徴があります。



## 3. 科学者としての力量を会員相互が協力して高める

科学者には、自分自身の科学者としての成長のために努力するという社会的責任がありますが、この努力を一人一人で行うことは困難です。今、試験研究機関や大学では、論文の数や獲得した研究資金の額といった一面的な基準による業績競争に追い立てられ、孤立させられて、学問や科学のあり方について深く考え研究者として成長することが難しい状況があります。それどころか、研究者としての生き甲斐さえも奪われかねない「改革」の嵐が吹き荒れています。このような状況の中で、JSAでは、今日の社会において科学者の社会的責任を自覚し、それをどのように具体化するかを模索する科学者が、相互に支え合い、活動を通じて科学者として成長しあう組織を目指しています。

## 4. 若手研究者を励まし、育成する

JSA では、若手研究者を励まし育成することも、重視して取り組んでいます。院生・若手研究者は、研究の仕方や研究室での人間関係、将来の進路など、たくさんの悩みを抱える時期ですが、そんな悩みを、自分もまわりも研究に忙殺されて、ひとりで抱えこんでしまう傾向が見られます。毎年好評の「夏の学校」では、異なる分野を専攻する院生・若手研究者が全国から集い、お互いの研究の紹介・ベテラン研究者からのメッセージ・研究の方法についての議論など、充実した内容で活発に交流しています。若い大学院生や研究者が、異なる分野の人々との議論を通して広い視野で学問を考える中で、科学者として成長できることに、JSA の特徴があります。

また、現代社会に蔓延する非科学・反科学の潮流を批判し、学校教育や社会教育を通じて、科学的世界観を普及する活動に取り組んでいます。



写真：JSA 夏の学校 2004 in 栃木  
(日光・足尾)



写真：JSA 夏の学校 2005 in 沖縄（普天間基地と名護市辺野古海岸でのフィールドワーク）



### 研究委員会、問題別委員会の活動

第 42 期（2006 年度）には、以下の委員会が設置されて活動しています。

#### <研究委員会>

公害環境問題研究委員会，エネルギー・原子力問題研究委員会，災害問題研究委員会，平和問題研究委員会，食糧問題研究委員会，医療と薬害問題研究委員会，思想・文化研究委員会，生命倫理研究委員会，共生経済研究委員会，教育実践と教育基本法研究委員会，瀬戸内委員会，日本海委員会

#### <問題別委員会>

科学・技術政策委員会，科学者の権利問題委員会，大学問題委員会，国公立試験研究機関問題委員会，民間企業技術者・研究者問題委員会，若手研究者問題委員会，女性研究者技術者委員会

### 支部・分会の活動

JSA は、全国 47 都道府県に支部を持ち、支部は職場や地域別に分会を作って、シンポジウムや研究会、交流会など、多彩な活動をしています。

### 会誌『日本の科学者』

JSA の会誌『日本の科学者』（月刊）は、人文・社会・自然科学を網羅した総合学術誌です。編集委員は各分野の科学者が担当し、毎月、様々な分野の最先端の話題を、他分野の研究者にもわかりやすく紹介するよう努めています。



**入会資格** 会則を認め所定の会費を納める科学者（研究者、教育者、技術者、医師、弁護士、大学院生など）は、会員 1 名の推薦でどなたでもご入会になれます。

# 日本科学者会議会則

科学を人類に役立て正しく発展させていくことは、わたしたち科学に携わる者の共通の任務です。

わたしたちは、日本の科学の進歩と平和・独立・民主主義・人びとの生活向上のために努力してきた科学者の伝統をうけつぎ、科学の発展を妨害するものとたたかい、科学を正しく発展させ、科学者の責任をはたすため、専門別、地方別などのわくをこえ、世界観や研究方法のちがいをこえ、日本の科学者の誇りと責任の自覚にたつて、日本科学者会議に結集します。

この会は、会員ひとりひとりの創意と自発性が発揮できるように、民主的に運営されなければなりません。すべての会員は、会がその目的をよくはたすことができるように、力をあわせる義務をおいします。

## 1. 名称

第1条 この会の名称は「日本科学者会議」で、全国事務所を東京におきます。

## 2. 目的および事業

第2条 この会は、つぎの目的をかかげます。

- (1) 日本の科学の自主的・民主的発展につとめ、その普及をはかります。
- (2) 科学者の生活と権利をまもり、研究条件の向上と研究の組織・体制の民主化につとめ、学問研究と思想の自由をまもります。
- (3) 科学における各分野の相互交流をはかり、自主・平等の国際交流をすすめます。
- (4) 科学の反社会的利用に反対し、科学を人類の進歩に役立たせるよう努力するとともに、国内国外の平和・独立・民主主義・社会進歩・生活向上のための諸活動との連帯をつよめます。
- (5) これらの役割を将来に向けてになっていく科学者を育成します。また、広く科学的精神をもった青年の育成につとめます。

第3条 この会は、前条の目的をはたすため、つぎの事業をおこないます。

- (1) 機関紙誌その他の文書の発行
- (2) 研究会、討論集会、講演会の開催
- (3) 海外との学術交流
- (4) その他この会の目的をはたすために必要な事業

## 3. 会員

第4条 この会は個人加入の全国単一組織です。

第5条 この会は会則をみとめ所定の会費をおさめる科学に携わる者（研究者、教育者、技術者、医師、弁護士、大学院生など）を会員とします。入会には、会員一名の推薦と、支部の承認を要します。

第6条 会員は会のすべての事業に参加でき、機関紙誌の配布をうけます。

第7条 会の目的に反したり、会費を一年以上滞納したばあいは、支部の

決定により、会員の資格を失います。その決定に不服のばあいには、幹事会に異議を申し立てることができます。

## 4. 機関

第8条 (1) この会の最高機関は大会であり、定期大会は一年に一回幹事会の招集によって開かれます。

ただし、幹事会が必要と認めればあいには、臨時大会を開くことができます。また会員総数の三分の一または支部の三分の一が要求するばあいには、臨時大会をひらかなければなりません。

(2) 大会は、運動方針、予算、会費の決定、決算の承認、幹事および会計監査委員の選出をおこないます。

(3) 大会は支部から選出された代議員によって構成され、代議員の過半数の出席によって成立します。大会の決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。代議員の選出方法は別に定めます。

第9条 (1) 幹事会は大会の決定にもついでに会の運営にあたります。

(2) 幹事会は幹事の過半数の出席によって成立し、決定は出席者の過半数の賛成を必要とします。

(3) 幹事会は代表幹事若干名および常任幹事若干名を互選します。

(4) 代表幹事は会を代表します。代表幹事は常任幹事会の提案により二年に二回以上幹事会を招集します。代表幹事は常任幹事会に出席することができます。

(5) 常任幹事会は、幹事会の任務を代行し、この会の日常業務を処理します。常任幹事会のもとに事務局をもうけ事務局長、事務局次長をおきます。事務局長、事務局次長は常任幹事会で互選します。

第10条 この会は都道府県ごとに支部をおきます。支部大会は一年に一回以上ひらかれます。支部幹事は支部大会で選ばれ、支部幹事会は支部代表幹事若干名を互選します。

第11条 支部には原則として地域別または職場別に分会（または班）をおきます。

第12条 この会は全国および支部に、科学上の理論的課題の究明のための研究委員会をもうけ、また科学者の当面する社会的・政治的・経済的課題にこたえるための問題別委員会をおくことができます。これらの委員会の運営上の責任は、それぞれの幹事会がおきます。

第13条 会に関する重要事項について意見をもとめるため、参与をおきます。参与は、会の創立と発展に貢献した科学者のうちから、幹事会が推薦し、大会で承認をうけます。

## 5. 財政

第14条 この会の財政は、会費、事業収入および寄付金でまかないます。

## 6. 付則

第15条 この会則は、大会出席者の三分の二以上の賛成により変更することができます。

(1965年12月4日創立発起人総会で決定、同日施行、第5回大会、第10回大会、第24回大会、第30回大会、第32回大会、第36回大会で一部改正)

## 支部連絡先

## 会費

ご記入の上、支部事務局または全国事務局に  
お送りください。eメールでも受け付けます。

## 入会申込書

20 年 月 日

氏名	和 字	印	男 女	生 年 月	年 月	会誌等 送付先	勤務先 自 宅
自 宅 住 所	〒 Tel.						
勤 務 先 等	名 称	職 名	〒 Tel.				
eメールアドレス							
専 門 分 野				所属学会等			
研 究 テ ー マ						推 薦 人 氏 名	印